

下水道使用料体系の見直し について

イメージキャラクター
みずなちゃん



上下水道局
令和8年9月25日

現行下水道使用料金体系(1か月・税込)

2

種別	基本使用料		超過使用料(1m ³ につき)		
	基本水量	使用料(円)	汚水排除量(m ³)	使用料(円)	段階数
一般汚水	8m ³ まで	1,488.3	9 ~ 20	170.5	6段階
			21 ~ 50	194.7	
			51 ~ 100	227.7	
			101 ~ 300	259.6	
			301 ~ 500	288.2	
			501 以上	310.2	
別荘汚水	10m ³ まで	1,829.3	11 ~ 20	170.5	6段階
			21 ~ 50	194.7	
			51 ~ 100	227.7	
			101 ~ 300	259.6	
			301 ~ 500	288.2	
			501 以上	310.2	
公衆浴場 汚水	8m ³ まで	1,111.0	9 ~ 1,200	23.1	2段階
			1,201 以上	44.0	

【基本水量】
基本使用料
だけで使える
水量です

現在の下水道使用料は、種別ごとに料金体系が異なり、一般汚水と公衆浴場汚水は基本水量8m³まで、別荘汚水は基本水量10m³までが基本使用料に含まれます。その上で、使用量に応じて超過使用料が加算される仕組みです。

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

【基本使用料の設定】固定費の配分と現行割合の位置づけ

固定費配分に関するご意見

- 下水道事業の経費の約9割(89.7%)は固定的な費用(減価償却費、施設の維持管理費等)です。
- 「基本使用料でどこまで固定費を回収すべきか」という適正な配分割合についてご意見をいただきました。(資料1)

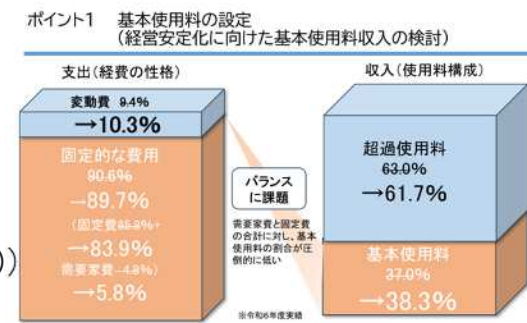
→ 現行の基本使用料割合（約38%）は適正水準

固定費配分の基準等の考え方	基本使用料の 収入割合
日本下水道協会「基本30%・超過70%」の例示	【 31 % 】
日本下水道協会 下水道使用料調査専門委員会 「施設利用率基準」	【 40 % 】
長野市 現行の基本使用料回収割合	【 38 % 】

■ 算定結果の整理

適用する基準や着眼点によって、
割合には幅があります。
現行割合約38%は特段に
低い状況ではなく、
適正な範囲内にあると
考えます。

(中核市平均 30.2%(R6))



今回の見直しにおける基本方針

■ 基本水量の検討を優先

今回の見直しでは、基本水量の今後の方向性についての検討を優先し、使用量の少ない方の負担が大きくなりすぎないように、基本使用料による収入割合を中心とした検討は行わない考えです。

■ 本市の現行割合と検討方針

基本使用料による収入割合：38.3%

→ 中核市平均(30.2%)や協会の例示(31%)と比較しても適正水準

現行割合を大幅に下げることがないよう、4年に一度の使用料見直しごとに検討します。

【基本使用料の設定】基本使用料収入の適正割合の維持

基本水量の見直し(制度変更)と基本使用料引き上げの「二重の負担増」を避け、少量使用者への負担軽減を図る。

1. 過度な負担増の回避

— 少量使用者の負担増軽減 —

基本水量の見直し(使った分だけ払う)と同時に基本使用料による収入の割合を引き上げると、少量使用者に二重の負担増が生じるため、今回は基本使用料割合を中心とした検討は行わない。

2. 現行割合(約38%)の適正さ

— 中核市平均を超える水準 —

本市の現行の基本使用料による収入の割合は、中核市平均(30.2%)や下水道協会の例示(31%)と比較しても低い状況でなく、適正な水準にあります。

3. 段階的な見直し方針

— 4年ごとの継続検討 —

今回は基本水量の見直しによる料金体系を整え、固定費配分の在り方を含め、4年に一度の見直しごとに、基本使用料による収入割合を検討していきます。

本日の検討の背景と進め方(段階的な整理)

使用料改定の検討にあたっては、「下水道使用料の仕組み(体系)」と「必要な改定率(値上げ幅)」を分けて考えることで、より分かりやすくするように進めます。

【ステップ1】本日の検討事項

基本水量の在り方の検討

パターン① 8m³(現行のまま)

パターン② 0m³(基本水量なし)

パターン③ 5m³(縮小)

3パターンによる世帯・事業所等への影響を、改定率(全体増収)を考慮せずに比較

→ 目的: 改定率による単価の引き上げ前に、現行料金における「仕組み変更に伴う変化」を納得いただくこと。



【ステップ2】次回(第5回審議会)の検討事項

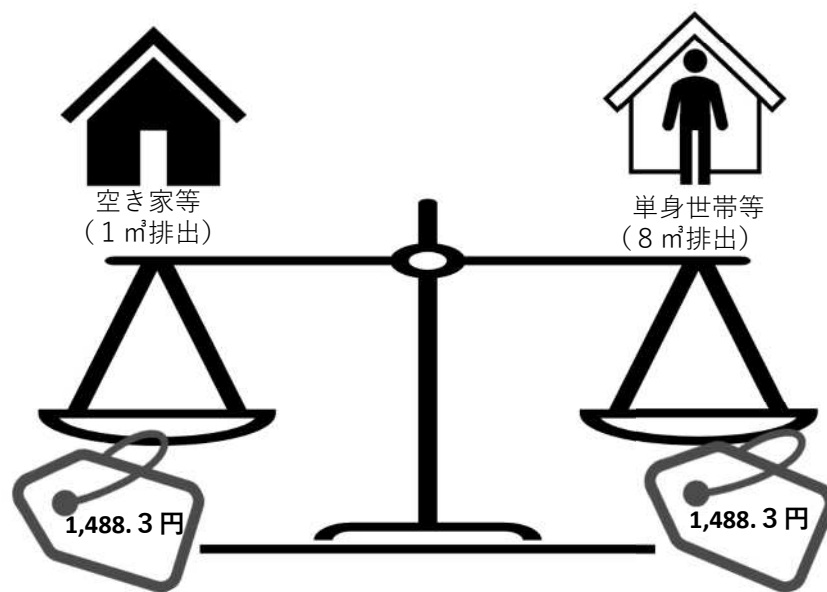
改定率での料金シミュレーションを審議

本日ご意見等をいただいた体系案(基本水量の在り方)をベースに、改定率を反映

→ 目的: 今後の経営に必要な額を確保するための最終的な料金表の審議

現行制度の概要と見直しの視点(公平性の向上に向けて)

少人数世帯が増加する中で、「排出された汚水量に応じた負担」という視点から見直しが必要と考えられます。



8m³以下しか使わない使用者が増加

見直しの視点と目指す方向性について

「排出量に応じた負担」の推進

汚水を排出した量に応じて負担いただく考え方を強め、使用者間の公平性を高めます。

少量使用者への負担増の緩和

基本水量を縮小・解消する場合でも、少量使用帯(1~8m³)には低い単価を設定して過度な負担増加を抑えます。

比較検討する3つのパターン(基本水量の設定比較)

基本水量を「①8m³（現行維持）」「②0m³（基本水量なし）」「③5m³（縮小）」の3つの案で比較検討します。（基本使用料は全案現行の1,488.3円/月）

項 目	パターン① 【8m ³ 現行維持】	パターン② 【0m ³ （基本水量なし）】	パターン③ 【5m ³ （縮小）】
基本水量の設定	8m ³ まで	なし（0m ³ ）	5m ³ まで
少量使用帯 （1～8m ³ ）の扱い	基本使用料に含まれる （0円）	1～8m ³ 水量帯に 初期単価 10円/m ³ （税抜） を設定	・1～5m ³ ：基本使用料内 ・6～8m ³ ：初期単価 10円/m ³
特徴・評価	・現状のまま（変化なし） ・8m ³ 未満の世帯では、汚 水量が違ってても料金に違 いは生じない	・使った分だけ支払う考え 方に最も近い ・使用者間の公平性が高く 確保される	・公平性の確保に一定の 改善が見込める ・5m ³ 未満では現状のまま

少量使用者への配慮(初期単価10円の設定理由)

基本水量を「なし」又は「縮小」する場合、1～8 m^3 の単価を通常単価(170.5円)ではなく低廉な単価「10円/ m^3 (税込11.0円)」を設定することで、過度な負担増とならないように配慮します。



理由 1: 中核市での導入実績

基本水量を廃止している中核市32市の平均単価(29円)と比較しても低水準であり、中核市最多の5市で10円が実際に採用されています。



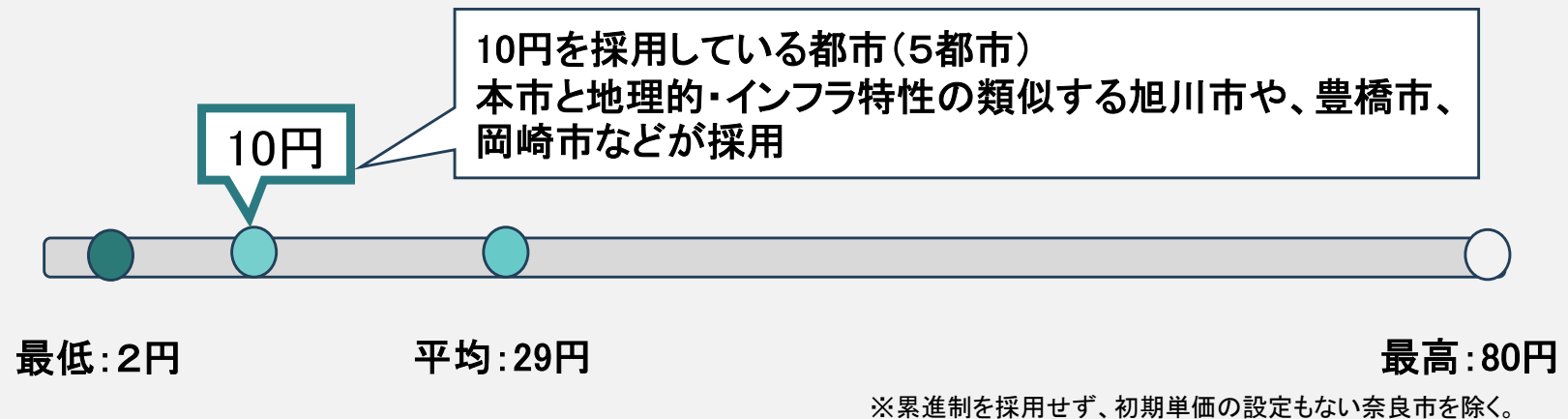
理由 2: 新しい考え方へのスムーズな移行

これまで基本水量内で従量料金の負担がなかった層に対し、9 m^3 超の超過使用料単価(170.5円/ m^3)を課すのではなく、10円という非常に緩やかな単価を設定することで急激な影響を防ぎます。

【算定根拠】類似都市の動向

10円という単価は、全国的な動向の両面から妥当な水準と考えられます。

中核市（基本水量なし32市）の初期単価比較



※なお、現行最低単価（170.5円）を9段階細分化した試算値（税抜約17.1円）と比較しても、10円設定は市民配慮として極めて妥当な水準であると考えます。

ご家庭への影響比較(現行料金・基本水量変更の試算・税込月額)

全体の値上げを行わない状態(改定率0%)で基本水量を見直した場合の、ご家庭の月額負担の変化です。

使用量	① 8m ³ (現行維持)	② 0m ³ (基本水量なし)	基本水量なし (②)の増額	③ 5m ³ (縮小)
 0 m ³	1,488 円	1,488 円	+0 円(±0.0%)	1,488 円
 5 m ³	1,488 円	1,543 円	+55 円(+3.7%)	1,488 円
 8 m ³	1,488 円	1,576 円	+88 円(+5.9%)	1,521 円
 20 m ³	3,534 円	3,622 円	+88 円(+2.5%)	3,567 円

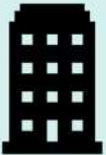
※詳細な1m³刻み・全使用帯の影響比較は、末尾スライド13・14参照

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

事業所への影響比較（現行料金・基本水量変更の試算・税込月額）

基本水量の変更は少量使用帯（1～8m³）の整理であるため、多量に使用される事業所への影響は限定的です。

使用量	① 8m ³ （現行維持）	② 0m ³ （基本水量なし）	基本水量なし（②） の増額	③ 5m ³ （縮小）
 100 m ³	20,760 円	20,848 円	+88 円（+0.4%）	20,793 円
 500 m ³	130,320 円	130,408 円	+88 円（+0.1%）	130,353 円
 1,000m ³	285,420円	285,508円	+88 円（+0.1%）	285,453円
 10,000 m ³	3,077,220 円	3,077,308 円	+88 円（+0.0%）	3,077,253 円

料金体系(基本水量の在り方)に関する方向性について

国の漸進的解消という方向性や全国的な見直しの動きの中にあって、パターン②を軸とすることが望ましいと考えます。

・パターン②について

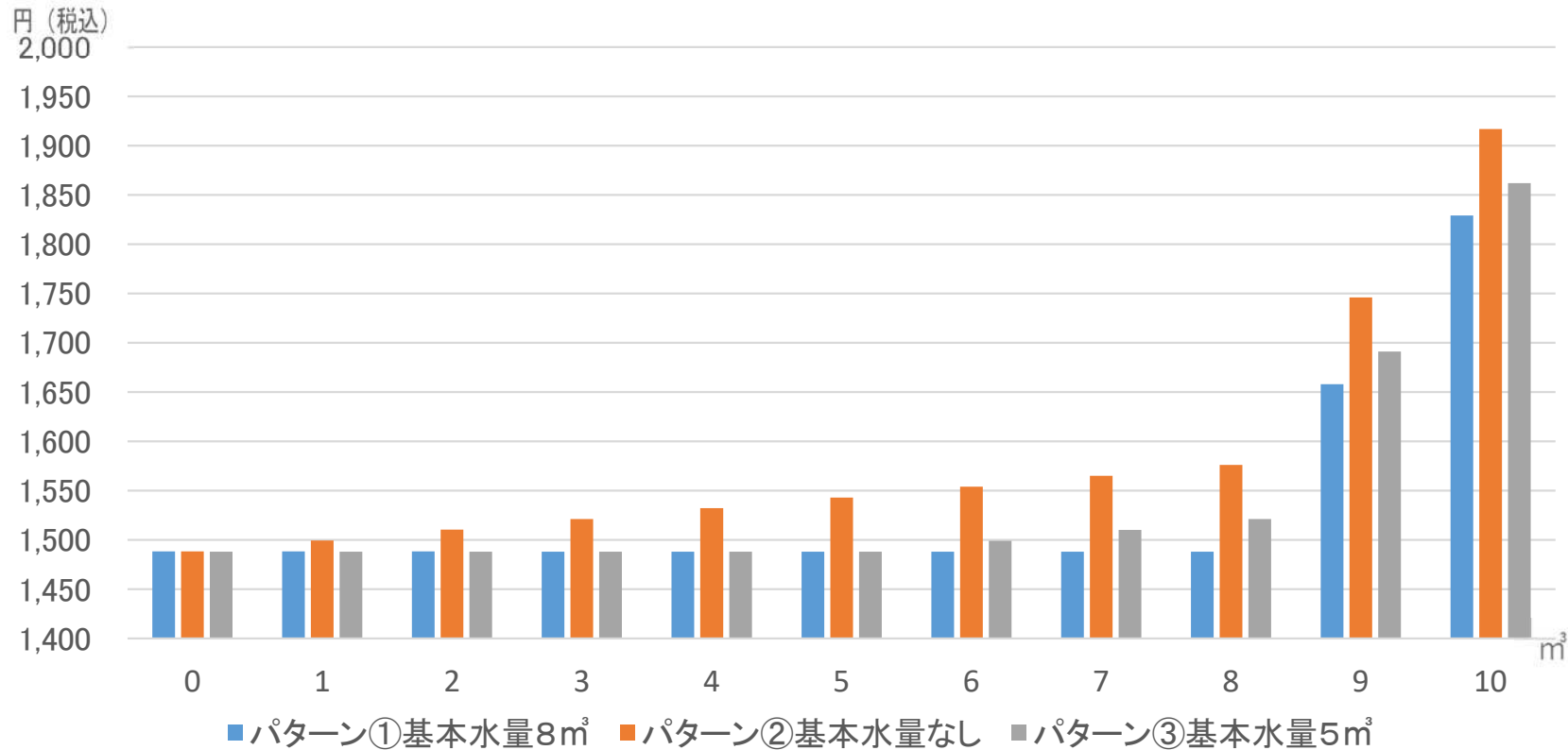
- ☑ 「排出量に応じた公平な負担」という原則に最も近い。
- ☑ 中核市32市が既に廃止しており、全国的な標準の考え方となってきた。
- ☑ 初期単価10円の設定により、家庭への影響(最大月+88円)が極めて緩やかに抑えられている。

・パターン③(5m³縮小)について

一定の改善が見られるものの、5m³以下における不公平感が残る課題がある。

【参考資料1】 少量使用者(0~10m³)における1m³刻みの影響比較

13



	0m ³	1m ³	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³	7m ³	8m ³	9m ³	10m ³
①8m ³	1,488円	1,488円	1,488円	1,488円	1,488円	1,488円	1,488円	1,488円	1,488円	1,658円	1,829円
②0m ³	1,488円 (+0円)	1,499円 (+11円)	1,510円 (+22円)	1,521円 (+33円)	1,532円 (+44円)	1,543円 (+55円)	1,554円 (+66円)	1,565円 (+77円)	1,576円 (+88円)	1,746円 (+88円)	1,917円 (+88円)
③5m ³	1,488円 (+0円)	1,488円 (+0円)	1,488円 (+0円)	1,488円 (+0円)	1,488円 (+0円)	1,488円 (+0円)	1,499円 (+11円)	1,510円 (+22円)	1,521円 (+33円)	1,691円 (+33円)	1,862円 (+33円)

ア 汚水量0m³(空き家・未不使用)

・基本使用料(1,488円)は不変のため、増額影響は一切ありません(±0円)。

イ 汚水量1~8m³(少量使用帯)

・パターン②(基本0m³)では1m³あたり+11円(税込)ずつ極めて滑らかに増加。現基本水量の上限(8m³)でも最大+88円/月の増です。

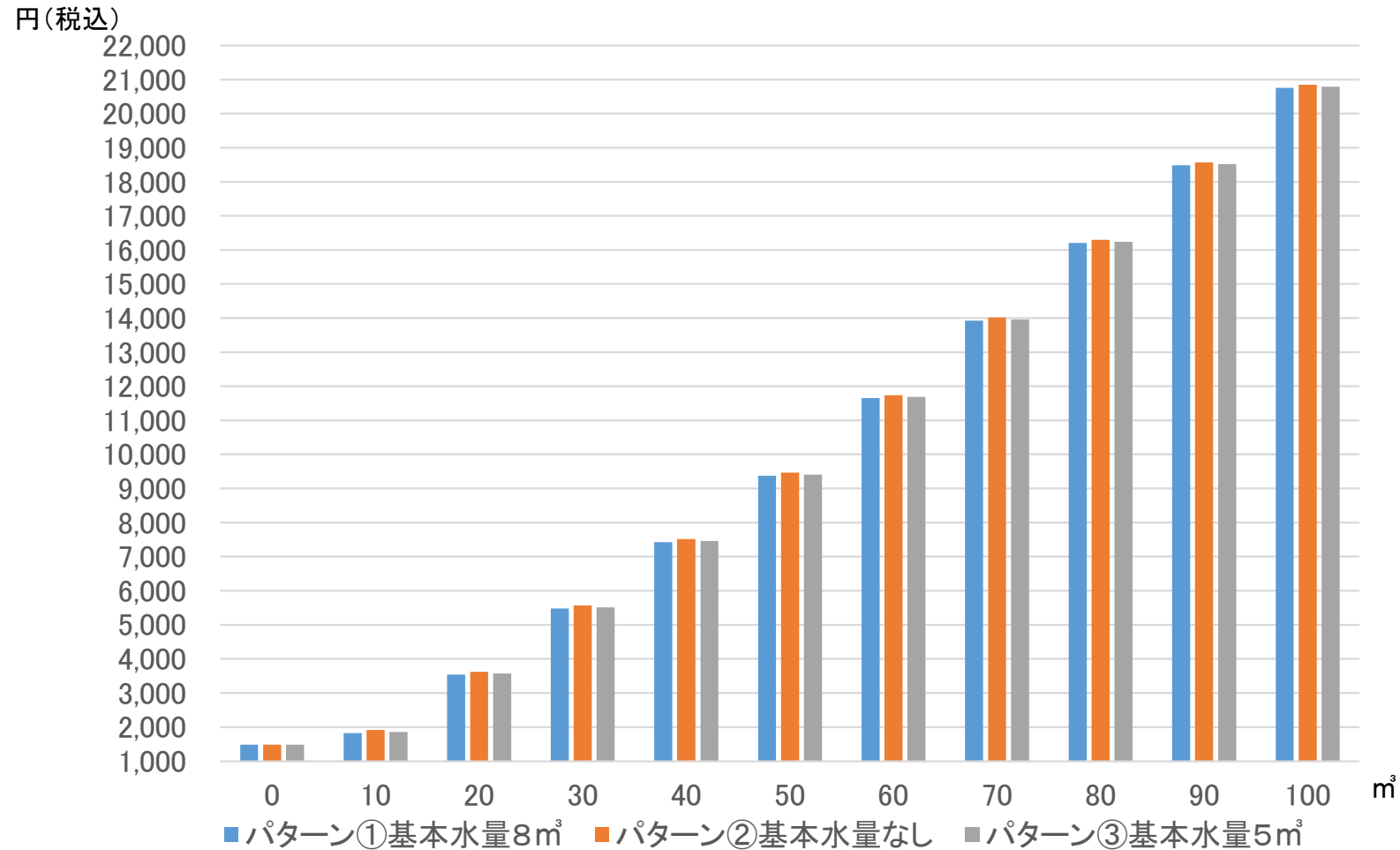
ウ 汚水量9m³~

・8m³を超えると従来どおりの超過使用料単価が適用されます。パターン②・③とも増額幅は+11円~+88円。

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

【参考資料2】 使用帯(0~100m³)における影響比較



多量使用者・事業所等への影響

- ・使用量が増えるほど影響率は急速に小さくなります(100m³で+0.4%、500m³で+0.1%)。
- ・8m³超のすべての使用者において、月額増額は「一律+88円」です。

【料金表改定シミュレーションの前提】本日の制度検討と次回以降の全体改定における配分方針

本日の比較のための試算は、初期単価10円を軸として設定。次回以降のシミュレーションでは、10円反映後の残額を「基本使用料・従量使用料の全区分」に配分。

■ 本日の試算(ステップ1)

● 改定率0%ベースの純影響

改定率を加味せず、純粋な制度変更(8^{m3}基本水量の見直し)による使用者への負担変化を検証。

● 10円単価の位置づけ

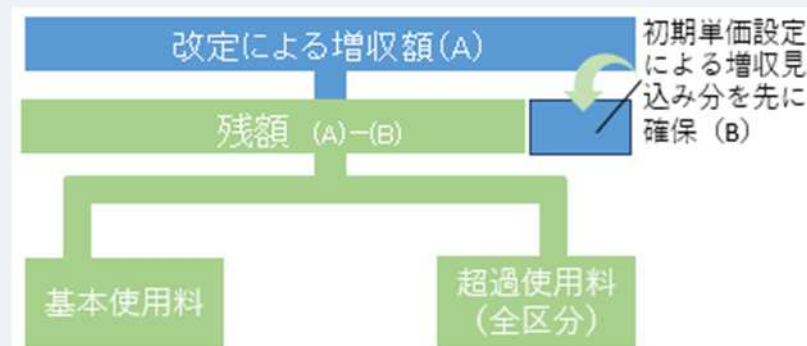
基本水量見直しに伴う初期単価として「10円/m³(税抜)」を軸に固定して影響試算を実施。

■ 次回以降の全体改定における配分方針(ステップ2)

● 初期単価10円の反映(現行から変更する場合)
1~8^{m3}の初期単価(10円/m³)を前提として組み入れた上で料金表改定シミュレーションを実施。

● 残りの改定額の全区分配分

初期単価反映後に不足する残額については、基本使用料及び従量使用料の「全ての区分」に配分して新料金表を調整。



本日のまとめと次回審議へのステップ

1. 基本使用料割合の設定

本市の現行割合(約38%)は中核市平均(30.2%)を超える適正水準。少量使用者の負担増を避けるため今回は基本使用料による収入割合に焦点を当てた改定は行わず、4年に一度の見直しごとに検討

2. 基本水量廃止と初期単価の設定

1 m^3 を排出する者と8 m^3 を排出する者の公平性を確保するため、「基本水量なし(パターン②)」を軸とし、1～8 m^3 に初期単価10円/ m^3 (税抜)を設定

3. 10円単価の設定

急激な変化を緩和した超過使用料負担への移行、他都市(旭川市等5市)の実績

4. 改定率(8.9%)の反映方針

初期単価10円を反映させた上で、残りの改定増収額を基本使用料及び従量使用料の全ての区分に配分して料金改定案を作成